第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和３年10月21日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　稲田　雅裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道７号　月光川橋上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　山形県飽海郡遊佐町菅里　地内

⑷　工事内容　月光川橋：鋼３径間連続箱桁橋　橋長Ｌ＝264.0m、工場製作工　１式、鋼橋架設工（クレーン架設）　１式、橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和５年８月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼材：約1,600ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、技術提案の指定項目において、品質保持及び耐久性確保等に関する技術提案項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。

②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

③　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑦　本工事は、鋼橋上部工の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、鋼橋上部工の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、鋼橋上部工の耐久性の向上を図るものである。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑨　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑪　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

⑫　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling／Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑬　本工事は、週休２日を推進するため、４週８休以上の現場閉所を実施する試行工事である。

⑭　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑮　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。

⑯　本工事は、建設業法第26条第３項のただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。

①　鋼橋上部工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工実績。

(a)　道路橋（Ａ活荷重以上又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

(c)　最大支間長が65m以上であること。

(d)　施工実績が適切なものであること。ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記(a)から(c)の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(d)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。